



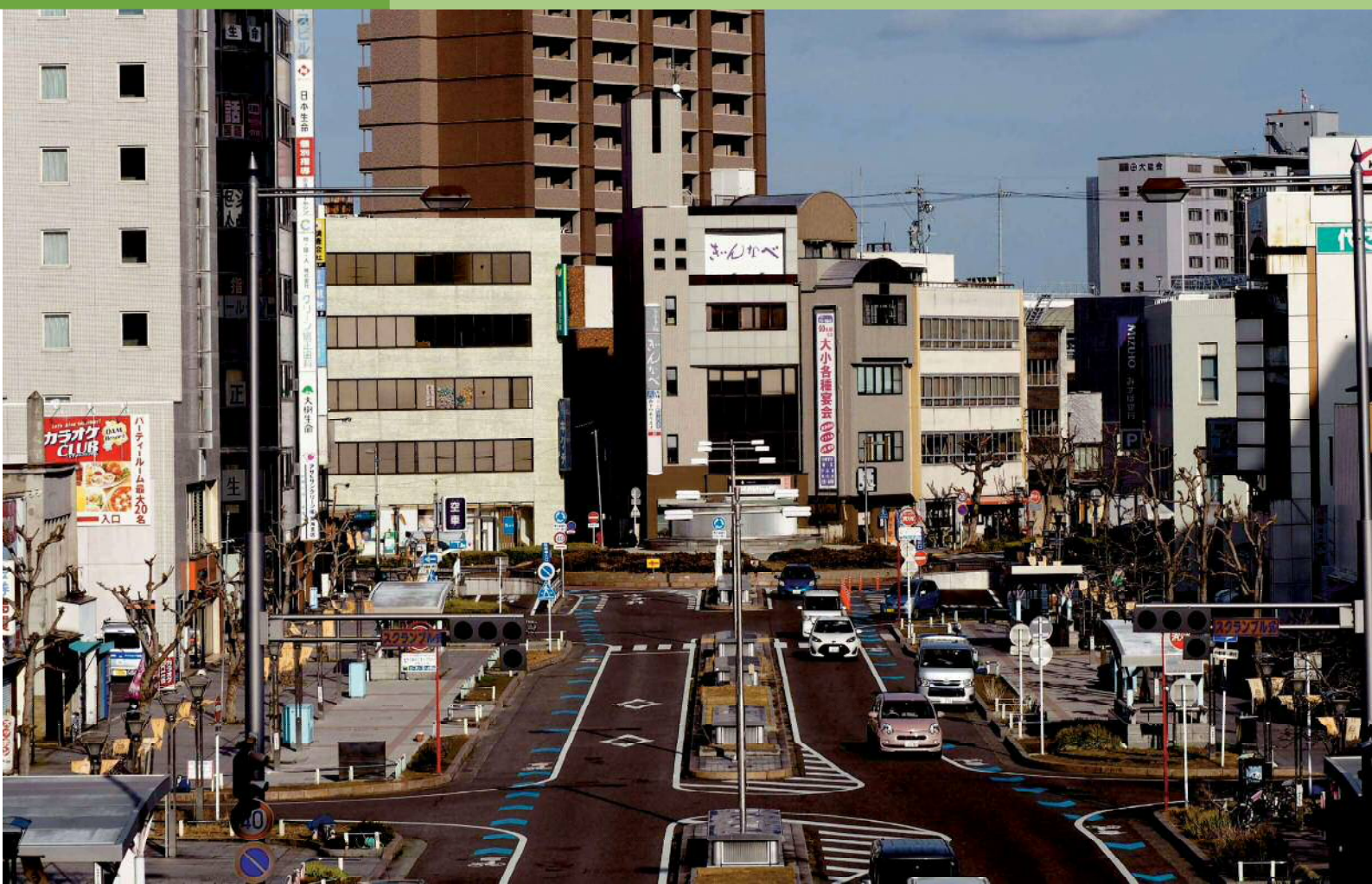
銀座通り（昭和30年代頃撮影）



銀座通り（令和3年撮影）

## 第7章 景観重要公共施設に関する事項

- 1 指定の方針.....52
- 2 指定基準.....52





## 第7章 景観重要公共施設に関する事項

### 1 指定の方針

道路、河川、公園などの公共施設は、景観の骨格を構成する重要な要素であり、その周辺の土地利用と調和した整備や管理を行うことにより、効果的に良好な景観を形成することが可能となります。

このため、景観法にもとづく「景観重要公共施設」の制度を活用し、地域のまちづくりなどと連携して、都市の歴史や文化を活かした景観形成の核となる道路や、地域に親しまれる河川や都市公園などの公共施設を景観重要公共施設として指定し、良好な景観の形成に配慮した整備や管理を行うものとします。

### 2 指定基準

景観重要公共施設は、景観形成に重要な役割を果たす以下の施設を対象に指定します。

- 本市の景観の骨格を形成する、景観軸や景観拠点の一部を構成する公共施設
- 地域の景観形成に重要な役割を果たしている公共施設
- 開発動向があり、本市の景観形成に先導的役割を果たすことが見込まれる公共施設

#### 検討する公共施設

本市では平成7年に銀座通り沿道を都市景観形成地区として指定し、形成基準に基づき景観を形成してきました。そこで、本市のシンボルロードである銀座通りを含む一宮駅周辺から真清田神社周辺エリアの公共施設を景観重要公共施設として指定するため検討していきます。

